



# 冤罪・布川国賠ニュース

第5号 2013.6.11

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

## 第2回総会開かれる

### 冤罪をなくすため広く連携を！

6月1日 14:00~17:00  
文京区民センター3C

第2回総会は、30名の参加を得て、文京区民センターで開催されました。中澤宏事務局長の開会のあいさつのあと、始めに急逝した秋元理匡弁護団事務局次長の冥福を祈って黙祷しました。

挨拶にたった国賠訴訟当事者の櫻井昌司さんは、ジュネーブの国連拷問等禁止委員会の委員と NGO のミーティングで、再審無罪となった後も検察警察が“やった”と言い続け、国賠裁判でも持っている証拠を開示しようとしないうことを、英語で直接訴えたことを報告。今後も国内外を問わず積極的に活動する決意を語り、支援を訴えました。

次に、弁護団の三浦直子弁護士が、訴状の内容についてポイントを指摘しながら解説しました。参加された井浦謙二弁護団事務局長ら 5名の弁護士の方々がそれぞれに思いを語りました。福富美穂子弁

護団事務局次長によると、この2、3ヶ月が訴訟の山場になる見通しとのことでした。

続いて総会の議事に入り、中澤宏事務局長がこの8ヶ月間の支援する会の活動について報告しました。中澤事務局長は、「再審えん罪事件全国連絡会」への加入、6月8日に結成された「なくせ冤罪！市民評議会」等と連携して活動する方針を打ち出し、他のえん罪事件を支援する会と広く連携し、全体でえん罪をなくす闘いを強めていく中で、布川事件国賠訴訟支援の活動をしていく姿勢を明らかにしました。活動方針は拍手で了承されました。さらに支援する会では「国際人権活動日本委員会」への加盟も決定しました。

最後に新倉修代表委員が閉会のあいさつの中で、今回の国連拷問等禁止委員会の際の上田人権人権大使が日本の取り調べが「中世の名残りだ」と委員から指摘されたことに関連して、シャラップと発言したことに触れ、もともと上田氏は「人権」大使とはほど遠い人格であったことを指摘しました。

## 第2回裁判 6月26日(水)14:00~

傍聴券 13:40頃 地裁正面玄関付近で交付予定 (103号法廷)

10:20~ 裁判所要請 (10:15 地裁前集合)

12:00~13:00 霞ヶ関宣伝 (東京地裁前)

14:00~ 第2回口頭弁論 (103号法廷)

15:00~ 記者会見兼報告集会 (場所:TKP 虎ノ門会議室 3階 3C (tel. 03-3519-6536))

## 国連拷問等禁止委員会日本政府報告審査 支援する会が NGO として参加！ 櫻井さんが英語で直接訴え！

国際人権活動日本委員会の企画したツアーには櫻井昌司さん恵子さん、支援する会から佐竹光生・塩田哲子・山川清子が参加しました。総勢 17 名の要請団でした。

一行は 5 月 16 日に成田を出発し、着いた日の翌日 17 日正午から 1 時間の委員と NGO とのミーティングに臨みました。櫻井昌司さんは 2 分間の時間をいただき、英語で訴えました。3 日間の休日を挟み、21 日、22 日に日本政府報告審査を傍聴しました。22 日の最後の日本政府としての総括的な挨拶の中で、上田秀明人権人道担当大使のシャラップ発言がありました。

5 月 31 日同委員会から勧告が出されましたが、それについては次号でご報告致します。

### 2 度目のジュネーブ



櫻井昌司

2008 年の自由権規約委員会に続いて、拷問禁止条約委員会の公式ミーティングと日本審査傍聴に行ってきた。

前回も感じましたが、世界に向かって法務省と警察庁は、平然と嘘を言います。

世界の常識は全面可視化、弁護士立ち会いの取調べですが、「可視化すると取り調べが出来ない、弁護士の立ち会いを許すと捜査を妨害される」と、強い拒否反応でした。もちろん「なぜ弁護士の立ち会いが捜査の妨害になるのだ」と、委員から追及されていました。

「23 日間の長い取り調べ時間、弁護士の立ち会もない取り調べ」これは異常なことなのだ、



5 月 17 日 NGO ミーティングでの櫻井昌司さん

法務省も警察庁も理解できないようです。

この点について「日本の取調べは中世の名残だ」と、鋭く追及する委員がおりまして、「上田人権人道担当大使」が怒って反論する出来事もありました。「日本は人権先進国だ」と、反論したのですが、「先進国」の実情を知る我々は失笑したところ、「シャラップ！」と、2 度も叫んだのです。国連の公式会議の席上で「シャラップ」とは、日本が人権をどう見ているかを、如実に示す発言でした。

「裁判員制度の実現で証拠開示が進み、自由になった」と言いました。あっちこちの事件で証拠を隠して有罪主張しているのに、少しの証拠開示がなされるようになったことを針小棒大に語る嘘が上手です。

「自白に依拠せず、客観的な証拠に基づいて検察は起訴し、客観的な証拠に基づいて裁判している」とも言っていました。何も客観的証拠がなくて、でっち上げ証拠も明らかになって無罪になった私たちを「犯人であることには変わりがない」と、臆面なく語る法務省が、こうも嘘を語るのです。

ジュネーブの口に合わない食事、語学力不足、防音が不十分なホテルなど、色々ありますが、やはり直接に行かなければ判らない、感じられないことがあります。今後も、闘う本人として、世界に向けて実情を語り続けるとともに、日本国内でも人権状況を変える闘いをするつもりです。

(写真 塩田哲子)

## 秋元理匡弁護士が急逝

布川国賠弁護団事務局次長 秋元理匡先生がさる5月7日亡くなりました。

布川事件の再審・無罪に司法修習生時代から力を尽くし、布川国賠訴訟弁護団の中心的存在としてこれからさらにご活躍されることを期待されていた秋元先生を失ったことは、支援する会としても痛恨の極みです。心から哀悼の意を表します。ご家族の想いについては「御会葬御礼」をご参照下さい。(中澤宏)



### 御会葬御礼

#### 父上 秋元喜代二

「力の限り駆け抜けた生涯を偲んで・・・」

幼い頃から優しい息子でしたが、自分には甘えを許さない真面目な性分で、曲がったことは嫌い。社会的弱者を救う弁護士という職を志すようになったのは、自然の流れだったのかもしれませんが。

持って生まれた“情”に、努力の末法律の“知識”が加わると、息子は原発訴訟や布川事件に携わり力を尽くす毎日。頑張れば頑張るほど人との



2005. 9. 21 水戸地裁土浦支部再審開始決定のとき

縁は仕事の枠をこえたものになり、酒を酌み交わすこともしばしばでした。そんな時間をもっと味わってほしかったのですが、多くの出会いに支えられて理想を胸に生きた歳月は、年数だけでははかれないほど中身の詰まったものだったとも思います。今はゆっくり休んでくれるようお願い、「お疲れ様」と「ありがとう」を繰り返して安らぎの地へ見送ります。

長男秋元理匡は、平成25年5月7日、満38歳にて短くも命輝く生涯を終えました。

息子と出会い、ひとかたならぬご厚情を賜りましたすべての皆様へ、家族一同深く感謝申し上げます。

## 拷問等禁止条約日本政府報告書審査 NGO ミーティング 2013. 5. 19

### 櫻井昌司さんの発言

私は布川事件と呼ばれた冤罪で44年闘った。

2011年に再審で無罪判決を得たが、今でも検察庁と法務省は公言する。「櫻井は犯人。有罪が立証できなかっただけ。」と。

私は、今、反省しない検察庁と法務省を相手に国家賠償裁判を提訴している。

この裁判で私が最も求めるものは、全証拠開示の実現だ。

検察庁の支配下にある法務省は、拷問等禁止条約委員会に対して、「日本では裁判員制度の実施と共に証拠開示はされている。」と回答したが、その回答は正しくない。

確かに、以前に比べれば証拠は開示されるようになったが、検察官の裁量に任されている現実が変わりはない。

冤罪を争う事件では、重要な証拠になればなるほど、検察官は隠してしまう。

そして、再審では、裁判所の勧告がない限り絶対提出しない。

日本の法廷では、警察も検察も、起訴した人を

有罪にするために平然と事実を隠す。

嘘も語る。

どのようなことを行っても、彼らは罰を受けないからだ。

1980年代に、日本で4名の死刑囚が再審で無罪になった。

その際、検察庁は、検察官合同と称する幹部会議を行って「4名の死刑囚が無罪になったのは証拠を開示したからだ。以後は証拠開示しないようにする。」と決めた。

その結果、証拠隠しが行われて、布川事件のほか、たくさんの冤罪が作られた。

日本の裁判で行うのと同じように、検察官である法務省員は、国際社会に対しても、平然と事実を歪めて回答している。

私が書いた別紙の内容こそ日本の現実だ。

日本の司法を支配する検察庁に対して、国際社会の求める基準を満たすように厳しく勧告されることを願う。

◆裁判要請 (6月26日 10:20～)

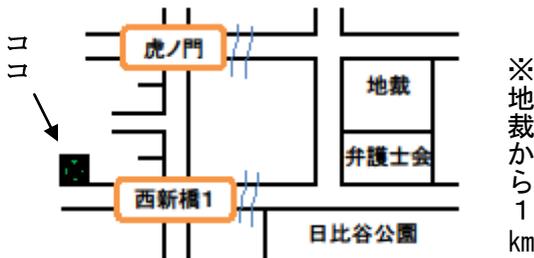
裁判所要請は月1回を目標にしておりましたが、裁判所の方から“節目節目”にしてほしいとの申し入れがありました。今後も要請内容を具体的に示しながら要請の申し入れを続けていく予定ですが、次の要請がいつになるかは未定です。

今回は、裁判所担当官の都合で多少早い時間になりましたが、是非ご参加下さい。

◆記者会見兼報告集会 (15:00～) 会場

TKP 虎ノ門会議室 3C (tel. 03-3519-6536)

(港区虎ノ門 1-19-9 虎ノ門 TBLビルディング 3階)



◆署名をありがとうございます

署名数 549筆! (6月6日現在)

(敬称略)

小田中聡樹 1 秋沢文子 4 根岸志のぶ 5 南紀代子 5  
 来住ふじ子 5 佐藤敦子 10 中山百合 10 信州しらかば  
 法律事務所 8 長浜美智子 5 甲斐道太郎 1 佐藤泰子 1  
 梶田吾郎 5 京橋共同法律事務所 5 伊藤多津子 5 外山  
 雄一 22 成島隆介 5 中島忠夫 15 メテ-会場 22 米田  
 一男 10 世田谷税経センター 9 土本雅行 40 林秀信 20 川  
 畑篤子 5 渋谷俊雄 5 救援会千葉県本部 16 新井賢 4  
 石川アヤ 5 全農林労組筑波地方本部 18 新川真一 2

救援会北九州総支部 15 救援会川口支部・早船寿美子  
 181 救援会大阪府本部 20 塩田哲子 35 桜井ショージ  
 さんのトーク&ライブ 5 福田磨理子 20 田部井勇治 5

◆2013年度の会費の納入をお願いします!!

・年会費 1000円 (年度ごと)

・郵便振替

口座番号 00170-8-485425

口座名 布川国賠を支援する会

・三井住友銀行 高田馬場支店 (普通預金)

口座番号 4711084

口座名 布川国賠を支援する会

◆ニュースを mail のみで受け取ることをご希望の方は mail または fax でご連絡下さい。

日程経過

- 4月28日(日) 「櫻井ショージさんのトークとライブ」 救援会市川支部
- 5月8日(水) 第2回裁判所要請、進行協議
- 5月16～24日(木～金) 国連拷問等禁止委員会への要請
- 6月1日(土) 総会(2:00～文京区区民センター3C)
- 8日(土) なくせ冤罪! 市民評議会設立総会
- 11日(火) ニュース発送・事務局会議

当面の行動予定

- 6月20日(木) 冤罪事件支援御茶ノ水月例宣伝
- 26日(水)2:00～ 第2回裁判(103号法廷)
- 8月31～9月1日 レクリエーション 小野上温泉を予定 (詳細は後日に)

会員数338名(6月6日現在)

東京	茨城	神奈川	千葉	埼玉	栃木	群馬	山梨	福島	宮城	秋田	山形	新潟	愛知	石川	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	広島	岡山	鹿児島	福岡	大分	北海道
113	65	24	39	16	2	1	1	1	2	2	2	3	18	2	4	12	2	1	1	2	2	4	6	2	11

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-26-12 高田馬場ビル 505号室  
 Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798  
 E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤 宏